

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年4月27日

中央職業能力開発協会
契約担当役理事 宗宮 徳昌

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 第60回技能五輪全国大会における宿泊、弁当、シャトルバス及びタクシー手配業務
- (2) 特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 入札説明書及び仕様書による
- (4) 納入場所 中央職業能力開発協会指定場所
- (5) 入札方法等

ア 落札者の決定

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札に参加しようとする者は、入札書のほか、総合評価のための企画書等を提出すること。

イ 入札金額

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある者に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度における各府省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 宿泊施設について、期間中に必要な数量が手配できることを証明した者であること。

3 入札書、企画書等の提出場所等

- (1) 入札書、企画書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒160-8327
東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階
中央職業能力開発協会 総務部会計課 電話 03-6758-2808
FAX 03-3365-2716
電子メール kaikei@javada.or.jp

(2) 入札説明書の交付方法

原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は、3(1)の電子メールアドレスあて、本文に調達件名(正確に記入すること)、会社名、担当者名、電話番号、返信用メールアドレス及びFAX番号を記入し、送信すること。

なお、直接交付を希望する場合は、上記3(1)宛に事前に電話連絡のうえ、本公告の日から3(1)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から12時まで及び13時から16時までの間に交付する。

4 入札説明会

Z o o mによるW e b参加のみとする。

(1) 日 時 令和4年5月16日(月) 14時から

(2) 参加人数 1社(団体)当たり1アカウントとする。

(3) 申込方法 説明会への参加を希望する場合には、令和4年5月13日(金)12時までに上記3(1)のメールアドレスあてに、調達件名(正確に記入すること)、会社(団体)名、出席者名、電話番号及び返信用メールアドレスを記入のうえ、送信すること。

(4) 参加方法 説明会の前日(土日祝日を除く。)までに、上記(3)の返信用メールアドレスあて、URL、ミーティングID、パスコード、参加方法等を送信する。

※ 説明会への参加を本調達の参加要件とはしない。(任意参加)

5 入札書、企画書等の受領期限

令和4年5月31日(火) 必着

6 開札の日時

令和4年6月6日(月) 15時

当日の立会いは不要とする。

7 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5を違約金として徴収する。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

中央職業能力開発協会会計規程第27条第5項の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内で、契約担当役が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を満たしている提案をした入札者の中から選定するものとし、本件業務に係る入札説明書・仕様書に基づき提出された企画書及び入札価格について総合評価を行い、評価値が最も高い一者を落札者とする。

11 その他

詳細は入札説明書による。